

科目名	刑法各論	科目分類	■専門科目群 □総合科目群	
			法律学科	□必修 ■選択
			学科	□必修 □選択
英文表記	Criminal Law	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年	
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中	
ふりがな	くさか かずひと	実務家教員担当科目	修得単位	4単位
担当者名	日下 和人	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用	
授業のテーマ	条文を中心として、様々な解釈（特に体系的解釈）の方法を身に付ける。			
到達目標	条文をただで、論点・争点が思い浮かぶ。 条文に言葉を補ったり、他の条文と対比したりして、解釈を作り上げることができる。 判決文があれば、判例法理を抽出できる。			
授業概要	条文から始めます。六法は必ず持参してください。 判例も学説も、条文と結び付けて講義します。六法が連想の端緒となるように仕上げます。 六法を法律家の仕事道具に仕立て直します。			
授業計画				
第1回	導入 生命に対する罪	第17回	横領罪	
第2回	傷害罪 暴行罪	第18回	背任罪 盗品等に関する罪	
第3回	脅迫・強要罪	第19回	放火罪	
第4回	逮捕・監禁罪	第20回	往来を妨害する罪	
第5回	遺棄罪 略取・誘拐罪等	第21回	「偽造」概念	
第6回	性的自由に対する罪	第22回	取引等の安全に対する罪	
第7回	住居侵入罪	第23回	「文書」要件	
第8回	人格的法益に対する罪	第24回	文書偽造罪 条文編成	
第9回	財産罪総説	第25回	文書偽造罪 判例学習	
第10回	窃盗罪	第26回	風俗に対する罪	
第11回	強盗罪 (236条)	第27回	公務執行妨害罪	
第12回	強盗罪に続く条文 (237条~240条)	第28回	談合罪 司法作用に対する罪	
第13回	詐欺罪	第29回	偽証罪	
第14回	詐欺罪の諸類型	第30回	汚職の罪 条文編成	
第15回	恐喝罪	第31回	汚職の罪 判例学習	
第16回	前期定期試験	第32回	後期定期試験	
授業時間外の学習	文部科学省の大学設置基準第21条に基づき、4時間をお願いします。 予習2時間：講義のテーマに関する情報に積極的に接し、疑問点および現時点での考えをまとめておく。 復習2時間：講義を踏まえつつ、問題を復習する。			
履修条件 受講のルール	カリキュラムの規定の通り。			
テキスト	特に使いません。教科書はまだ買わないで下さい。(講義中に教科書紹介をしますから、意欲のある人も、6月になってから身の丈に合ったものを購入してください。) レジュメは、ポータルサイトを通じて配布します。講義前に、紙に印刷しておいてください。 本講義のためだけのノートを必ず1冊用意してください。 (自筆ノートは、定期試験時に持ち込み可。)			
参考文献・資料	講義教材自体は、以下の教科書を参考にして作成しています。 曾根威彦『刑法各論』(2012・弘文堂)			

	松原芳博『刑法各論』（2021・日本評論社）
成績評価の方法	<p>以下の(1)(2)のうち、高得点の方を成績とする。</p> <p>(1) 前期定期試験の成績 50% 後期定期試験の成績 50%</p> <p>(2) 前期定期試験の成績 25% 後期定期試験の成績 75%</p> <p>※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	<p>月曜日 13:00～17:10</p> <p>金曜日 13:00～17:10</p> <p>(他の時間も居ります。来室を歓迎します。)</p>
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	<p>毎回、頭の動作について言及しますから、そこだけは我が物としてください。</p> <p>理路を辿れるようになることも大切ですが、理路を作れるようになることも大切です。</p> <p>構造を見抜こうとする姿勢があれば、自分で作れるようになります。</p>